

技術評価実施規程

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度規程第 27 号

一部改正 平成 18 年 2 月 21 日平成 17 年度規程第 38 号
一部改正 平成 18 年 3 月 31 日平成 17 年度規程第 50 号
一部改正 平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年度規程第 10 号
一部改正 平成 19 年 3 月 30 日平成 18 年度規程第 30 号
一部改正 平成 19 年 8 月 6 日平成 19 年度規程第 12 号
一部改正 平成 20 年 3 月 31 日平成 19 年度規程第 61 号
一部改正 平成 21 年 3 月 31 日平成 20 年度規程第 50 号
一部改正 平成 21 年 4 月 30 日平成 21 年度規程第 4 号
一部改正 平成 21 年 7 月 15 日平成 21 年度規程第 25 号
一部改正 平成 22 年 7 月 1 日平成 22 年度規程第 11 号
一部改正 平成 23 年 7 月 7 日平成 23 年度規程第 13 号
一部改正 平成 24 年 9 月 15 日平成 24 年度規程第 20 号
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 73 号
一部改正 平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 43 号
一部改正 2021 年 11 月 8 日 2021 年度規程第 15 号
一部改正 2023 年 3 月 31 日 2022 年度規程第 62 号
一部改正 2024 年 6 月 30 日 2024 年度規程第 21 号
一部改正 2025 年 4 月 30 日 2025 年度規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号。以下「新エネルギー・産業技術業務方法書」という。）第 39 条第 1 項に規定する評価のうち、技術評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- 一 「評価事務局」とは、評価の事務局となる機構内の部署であり、評価の取りまとめの責任を負う。
- 二 「評価システム」とは、評価目的、評価時期、評価対象及び評価方法等、評価に係るあらゆる概念及び要素を包含した評価制度・体制の全体をいう。
- 三 「推進部署」とは、研究開発を推進する機構内の部署をいう。
- 四 「外部評価」とは、機構外の非利害関係者を評価者として行う評価をいう。
- 五 「第三者評価」とは、機構とは別の独立した非利害関係機関が行う評価をいう。
- 六 「プロジェクト」とは、機構が定めた目的、目標、研究開発内容、実施期間などに基づき、機構

が実施者を選定して実施する、研究開発の実施単位をいう。

七 「制度」とは、機構が定めた目的、目標、実施期間などに基づき、実施者と研究開発内容を選定して実施する事業であって、業務の目的、内容及びその運営において一体を成すものをいう。

八 「テーマ」とは、機構が定めた目的、目標、研究開発内容、実施期間などに基づき、機構が実施者と研究開発内容の細目を選定して実施する、研究開発の実施単位をいう。

九 「査定部署」とは、資源配分の査定を行う機構内の部署をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1号から第3号まで、第11号及び第12号に定める機構の業務のうち、プロジェクト、制度及びテーマに適用する。ただし、公的第三者機関において技術的事項も含めて事業内容の評価検討等がなされている事業については、原則として適用しない。

（基本方針）

第4条 技術評価の実施に当たっては、新エネルギー・産業技術業務方法書及び本規程に定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）」並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中長期目標及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中長期計画の趣旨を踏まえるものとする。

（技術評価の目的）

第5条 機構が実施する技術評価の目的は次のとおりとする。

- 一 業務の高度化等の自己改革を促進する。
- 二 社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
- 三 評価結果を資源配分に反映させ、資源の重点化及び業務の効率化を促進する。

（技術評価の共通原則）

第6条 技術評価の実施に当たっての共通原則は次のとおりとする。

- 一 評価の透明性を確保するため、評価結果のみならず評価方法及び評価結果の反映状況を可能な限り被評価者及び社会に公表する。なお、評価結果については可能な限り計量的な指標で示すものとする。
- 二 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。
- 三 評価の実効性を確保するため、資源配分及び自己改革に反映しやすい評価方法を採用する。
- 四 評価の中立性を確保するため、可能な限り外部評価又は第三者評価のいずれかによって行う。
- 五 評価の効率性を確保するため、研究開発等の必要な書類の整備及び不必要な評価作業の重複の排除等に努める。

（評価の時期による類型）

第7条 技術評価は、その実施時期により、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価に区分する。

(評価の実施に係る指導等)

第8条 事業統括部は、評価事務局に対し、指導及び助言を行うことができる。

(評価事務局)

第9条 評価事務局は、原則として事業統括部とする。ただし、次の事項に係る評価事務局は、原則として推進部署とする。

- 一 事前評価及び制度に関する追跡評価
- 二 テーマに関する技術評価

(評価結果等の取扱い)

第10条 全ての評価事務局は、評価終了後速やかに評価結果を査定部署に提出しなければならない。

2 査定部署は、機構の資源配分に係る査定に当たっては、当該評価結果を踏まえ検討する。

(評価システムの見直し)

第11条 評価事務局は、評価システムをより精度の高いものとしていくために、評価作業が終了する度ごとに点検し、原則として毎年度評価システムの見直しを検討する。

(プロジェクトの評価)

第12条 プロジェクトについては、中間評価、終了時評価及び必要に応じて事前評価、追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 事前評価は、プロジェクト開始時に、プロジェクトの位置付け及び実施方法について行う。
- 二 中間評価は、プロジェクトの中間目標達成度等を把握するとともに、プロジェクトの継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断及びプロジェクトのマネジメントの改善に資するために行う。プロジェクトが5年以上の場合には、概ね3年毎を目途に実施する。プロジェクトが5年未満の場合でも、必要に応じて実施する。
- 三 終了時評価は、プロジェクトの終了時に、プロジェクトの目標達成度等を把握するために行う。なお、プロジェクトの終了前に終了時評価を実施した場合において、終了時評価を実施した後からプロジェクトの終了までの間で成果等に大きな変動があったときは、プロジェクト終了直後に終了時評価を見直すことができる。
- 四 追跡評価は、プロジェクト終了後の適切な時期において、プロジェクトが及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

(制度の評価)

第13条 制度については、中間評価、終了時評価及び必要に応じて事前評価、追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 事前評価は、制度開始時に、制度の位置付け及び実施方法について行う。
- 二 中間評価は、制度の中間目標達成度等を把握するとともに、制度の継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断及び制度のマネジメントの改善の判断に資するために行う。制度が5年以上の場合には、概ね3年毎を目途に実施する。制度が5年未満の場合でも、必要に応じて実施する。
- 三 終了時評価は、制度の終了時に、制度の目標達成度等を把握するために行う。なお、制度の終了前に終了時評価を実施した場合において、終了時評価を実施した後から制度の終了までの間で事情の変化があったときは、制度終了直後に終了時評価を見直すことができる。
- 四 追跡評価は、制度終了後の適切な時期において、制度が及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

(テーマの評価)

第14条 テーマについては、必要に応じて、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 事前評価は、新規テーマの選定時に、テーマの内容及び実施体制等について評価する。
- 二 中間評価は、テーマの実施中に行い、テーマの中間目標達成度等を把握するとともに、テーマの継続・拡大・縮小・中止等の資源配分の判断に資するために行う。
- 三 終了時評価は、テーマの終了時に、テーマの目標達成度等を把握するために行う。なお、テーマの終了前に終了時評価を実施した場合において、終了時評価を実施した後からテーマの終了までの間で成果等に大きな変動があったときは、テーマ終了直後に終了時評価を見直すことができる。
- 四 追跡評価は、テーマ終了後の適切な時期において、テーマが及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、技術評価を実施するに当たって必要な事項は技術評価指針に定める。

- 2 前各条に定めるもののほか、技術評価の実施について疑義が生じた場合は、事業統括部と推進部署が協議の上、事業統括部が判断する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年度規程第38号)

この規程は、平成18年2月21日から施行する。

附 則 (平成17年度規程第50号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度規程第10号)

この規程は、平成18年7月20日から施行する。

附 則 (平成18年度規程第30号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年度規程第 12 号）

この規程は、平成 19 年 8 月 6 日から施行する。

附 則（平成 19 年度規程第 61 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年度規程第 50 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年度規程第 4 号）

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年度規程第 25 号）

この規程は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 22 年度規程第 11 号）

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度規程第 13 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 24 年度規程第 20 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年度規程第 73 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度規程第 43 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則（2021 年度規程第 15 号）

この規程は、2021 年 11 月 8 日から施行する。

附 則（2022 年度規程第 62 号）

1 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

2 法人文書において、改正前の技術評価実施規程第 7 条で規定する「事後評価」の記載がある場合は、2023 年 4 月 1 日以降、「終了時評価」と読み替えるものとする。ただし、2023 年 3 月 31 日以前に完結等している事項で、読み替える必要がないものについては、この限りではない。

附 則（2024 年度規程第 21 号）

この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年度規程第 3 号）

この規程は、2025 年 5 月 1 日から施行する。